

## 後期高齢者医療制度

### 対象者

町内に住所を有する満 75 歳以上の方が、医療を受けるとき「後期高齢者医療被保険者証」を提示することにより、一部負担金で医療を受けることができます。

詳しい制度内容については下記の北海道後期高齢者医療広域連合ホームページをご覧ください。

<http://iryokouiki-hokkaido.jp/index.html>

対象者	町内に住所を有する満 75 歳（一定の障害のある人は満 65 歳）以上の方。 一定の障害とは ・身体障害者手帳 1 級から 3 級と 4 級の一部 ・精神障害者保健福祉手帳 1、2 級 ・療育手帳 A ・障害年金 1、2 級の受給
申請に必要なもの	75 歳の誕生日までに受給者証が郵送されてきますので、申請は必要ありません。 65 歳から 74 歳の方で一定の障害のある人は申請が必要です。
本人負担額	「後期高齢者医療被保険者証」により、医療機関で受診した場合の一部自己負担額は <b>1割</b> です。現役並み所得の人は <b>3割</b> です。

**こんな時は手続きが必要です。**

	こんなとき	必要なもの
加入時	65歳～74歳で一定の障がいのある方が、後期高齢者医療制度に加入するとき	●障害を証明する書類(いずれか1つ)・年金証書・障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳など
	道外から転入するとき	●負担区分等証明書
	生活保護を受けなくなったとき	●生活保護廃止決定通知書
脱退時	65～74歳の被保険者が、後期高齢者医療制度を脱退しようとするときや障がいの状態が不該当になったとき	●保険証・印鑑
	道外へ転出するとき	●保険証・印鑑
	生活保護を受けることになったとき	●生活保護開始決定通知書・保険証
	死亡したとき	●保険証・印鑑・口座がわかるもの
その他	医療費をいったん全額支払ったとき(高額療養費)	●印鑑・口座がわかるもの
	高額介護合算療養費を申請するとき	●保険証・印鑑・口座がわかるもの
	限度額適用・標準負担額減額認定証の申請をするとき	●保険証・印鑑(本人以外届出の場合)
	特定疾病療養受療証の申請をするとき	●保険証・特定疾病に関する医師の意見書など
	道内の他の市町村へ転出するとき	●保険証・印鑑・口座が分かるもの
	保険証を紛失したときや汚したとき	●印鑑(本人以外届け出の場合)